

令和 5 年 3 月 8 日
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
警察 庁
総務 省
経 済 産 業 省

「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス(案)」に対する 意見募集の結果及び 「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス」の公表

サイバーセキュリティ協議会運営委員会の下に開催された「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス検討会」(座長:星周一郎東京都立大学教授、事務局:警察庁、総務省、経済産業省及びサイバーセキュリティ協議会事務局(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び政令指定法人 JPCERT/CC))は、サイバー攻撃を受けた被害組織がサイバーセキュリティ関係組織とサイバー攻撃被害に係る情報を共有する際の実務上の参考となるガイドンスの策定に向けて討議を行ってきました。

今般、本検討会において「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス」が策定されましたので公表します。

1 概要

サイバーセキュリティ協議会運営委員会の下に開催された「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス検討会」では、サイバー攻撃被害組織の担当部門(システム運用部門、セキュリティ担当、法務・リスク管理部門等)が被害情報を共有する際の実務上の参考となるガイドンスの策定に向けて令和4年4月から計5回にわたり討議を行ってきました。その後、検討結果を踏まえて作成した「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス(案)」について、令和4年12月27日(火)から令和5年1月30日(月)までの間、意見募集を行ったところ、17者から46件の意見が提出されました。

今般、提出された意見を踏まえ、同検討会において検討を行い、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス」が策定されましたので、提出された意見及びその意見に対する同検討会の考え方と併せて公表します。

2 提出された意見

提出された意見及びその意見に対する同検討会の考え方は、別添1のとおりです。

3 サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス

「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス」は、別添2のとおりです。

「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス(概要)」は、別添3のとおりです。

4 今後の予定

サイバーセキュリティ協議会等の場を通じて「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドランス」の普及を図ることにより、サイバー攻撃被害に係る情報の円滑かつ効果的な共有を促進するとともに、今後も必要に応じ、ガイドランスの見直しを検討していきます。

【関係資料】

・サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドランス検討会の開催について(令和4年4月20日)

https://www.nisc.go.jp/pdf/press/kyogikai_guidancekentoukai.pdf

・「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドランス(案)」に対する意見募集(令和4年12月26日)

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/kihon-2/pubcom-guidance2022.html>